注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記載する欄	備　考
１　免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　８　９　10　11　12　13　14　15　16　17　18（注１）　19（注１）　20（注１）　21（注１）　22（注１）　23(注２)　24（注２）　25（注２）　26(注２)　27（注２）　28（注２）　29(注２)　30（注２）　31（注２）	［(注１)・(注２)　略］
２　変更の申請又は届出を行う場合	１（注）　２　３　４　５　６　７　16　当該変更に係る記載欄	［(注)　略］
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４（注）　５　６　７　８　16　17	［(注)　略］

２　１の欄は、次によること。

(1)　現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

(2)　簡易無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局について第15条の２の２第１項又は第２項（これらの規定を同条第３項、第16条の２第６項及び第25条第７項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

３　２の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

４　３の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［削る］

［削る］

［削る］

５　４の欄は、次によること。

［(1)・(2)　略］

６　５の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

７　６の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　別	記載する欄	備　考
１　免許の申請の場合	１　２　４　５　６　７　８　９　12　14　15　16　17　18　19　20　21　22（注１）　23（注１）　24（注１）　25（注１）　26（注２）　27(注２)　28（注２）　29（注２）　30(注２)　31（注２）　32（注２）　33(注２)　34（注２）	［(注１)・(注２)　同左］
２　変更の申請又は届出を行う場合	１　２　３(注)　４　６　７　10(注)　11（注）　19　当該変更に係る記載欄	［(注)　同左］
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６（注）　７　８　10　12　19　21	［(注)　同左］

２　※印を付けた欄は、記載しないこと。

３　１の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

４　２の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

５　３の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関第12345号～関第12350号」、「関第12345号、関第12350号」のように記載すること。

６　４の欄は、簡易無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局について第15条の２の２第１項又は第２項（これらの規定を同条第３項、第16条第５項及び第25条第６項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合に限り、その局数を記載すること。

７　５の欄は、法第５条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

８　６の欄の記載は、次によること。

［(1)・(2)　同左］

［新設］

［新設］